

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があつた件二件	五〇
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件	五一
○鳥獣保護区の存続期間を更新する件	五一
○鳥獣保護区を変更し存続期間を更新する件	五二
○特定猟具使用禁止区域を指定する件二件	五二
○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	五四
○農地中間管理事業の推進に関する法律第十八條第一項の規定により認可した件	五四
○道路の区域を変更する件二件	五八
公 告	
○随意契約の相手方を決定した件	五九
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件二件	五九
○都市計画法により公聴会を開催する件	五〇
○一般競争入札を行う件	五一

## 告 示

### 福島県告示第六百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十八年十月二十八日から平成二十九年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カワチ薬品福島南店 福島県福島市鳥谷野宮畑五十一ほか
  - 二 変更しようとする事項
    - 1 駐車場の収容台数  
(変更前) 二百十三台  
(変更後) 百十九台
    - 2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) (一) 数 六か所  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(変更後) (一) 数 四か所  
(二) 位置 別紙図面のとおり
  - 三 変更しようとする年月日  
平成二十九年六月十八日  
届出年月日
  - 四 平成二十八年十月十七日  
届出をした者  
株式会社カワチ薬品  
(「別紙図面」は省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)
- 福島県告示第六百六十六号**
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十八年十月二十八日から平成二十九年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
- 平成二十八年十月二十八日
- 福島県知事 内堀雅雄
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイユーエイト梁川南店 福島県伊達市梁川町字八筋八十四番ほか
  - 二 変更しようとする事項
    - 1 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 別紙図面のとおり  
(変更後) 別紙図面のとおり
  - 三 変更しようとする年月日  
平成二十八年十一月一日  
届出年月日
  - 四 平成二十八年十月十八日

五 届出をした者

株式会社ダイユーエイト

(「別紙図面」は省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

福島県告示第六百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十月二十八日から同年十一月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十八年十月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ココカラファイン塩川上の台店 福島県喜多方市塩川町新江木字上の台九番地一
- 二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百六十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、平成二十八年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十八年十月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 名称及び区域

名 称	区 域
黒岩虚空蔵鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(福島市)
小田山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(会津若松市)
舟渡鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(会津坂下町)
黒谷鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(只見町)
小川櫓石鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(いわき市)

二 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成四十八年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 黒岩虚空蔵鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的  
当該区域は、宅地化、工業地区化の進む黒岩地区における唯一の保護区域であり、絶滅危惧種のオオタカをはじめとする猛禽類の貴重な繁殖地でもある。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 小田山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的  
当該区域は、落葉樹林、針葉樹林、混交林など林相の変化に富む区域であり、ニホンカモシカ、タヌキ、ツキノワグマ等の多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

3 舟渡鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分  
希少鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的  
当該区域は、会津坂下町西部の山間部に位置し、一級河川の只見川や水田等の自然環境からなる区域であり、チョウゲンボウをはじめとする希少鳥獣の生息が確認されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

4 黒谷鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的  
当該区域は、会津朝日岳の登山口の途中に位置し、北沢山、荒禿山、中の沢及び赤倉沢に囲まれた区域にあり、豊富な水と緑の中にあるため、鳥獣にとつてえさもたくさんある。また、近年、放鳥が行われており、キジ・ヤマドリたちの繁

殖地として、これからも期待できる場所である。  
 このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められること  
 から、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に  
 規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

5 小川槽石鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

当該区域は、いわき市の北西部の小川地区に位置し、豊かな森林に恵まれ、多  
 様な野生鳥獣が生息している。そのため野生鳥獣の保護繁殖に適している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められること  
 から、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に  
 規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課  
 及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)にあつては県民環境部  
 県民環境課、いわき地方振興局)に備え置いて縦覧に供す  
 る。)

(自然保護課)

福島県告示第六百六十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)  
 第二十八条第二項及び同条第七項の規定に基づき、その保護に関する指針を変更し、及  
 びその存続期間を更新し、平成二十八年十一月一日から施行するので、同条第九項にお  
 いて準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
 平成二十八年十月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 名称及び区域

名 称	区 域
博士山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(会津美里町)

二 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、会津美里町南部に位置し、柳津町及び昭和村に隣接する地域である。

標高九百メートル以上の比較的緩傾斜地には、チシマザサ、ブナの群落が分布し、  
 標高九百メートル以下には、ブナ、ミズナラ、コナラ、スギが分布する。大型、中  
 型獣類としてニホンカモシカ、ツキノワグマ、キツネ、テンが生息、鳥類としては  
 クマタカ、チゴハヤブサ、キジバト、ヤマドリ等、多様な鳥獣が生息している。  
 このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることか  
 ら、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定  
 する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部自然保護課及び福島県地  
 方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)にあつては県民環境部県民環境課、  
 いわき地方振興局)に備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

福島県告示第六百七十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)  
 第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。  
 平成二十八年十月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

二 名称及び区域

名 称	区 域
摺上川ダム特定猟具使 用禁止区域	別紙区域図のとおり(福島市)
信夫温泉特定猟具使用 禁止区域	別紙区域図のとおり(福島市)
地藏原特定猟具使用禁 止区域	別紙区域図のとおり(福島市)
岳温泉・スカイピア特 定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(二本松市)
安達太良特定猟具使用 禁止区域	別紙区域図のとおり(二本松市)
大槻公園特定猟具使用	別紙区域図のとおり(郡山市)

湯ノ花特定猟具使用禁止区域	滝ダム湖特定猟具使用禁止区域	押立特定猟具使用禁止区域	喜多方特定猟具使用禁止区域	門田特定猟具使用禁止区域	湯川特定猟具使用禁止区域	高久工業団地特定猟具使用禁止区域	一箕特定猟具使用禁止区域	後川特定猟具使用禁止区域	中谷特定猟具使用禁止区域	西川特定猟具使用禁止区域	谷田川特定猟具使用禁止区域	守山特定猟具使用禁止区域	禁止区域
別紙区域図のとおり（南会津町）	別紙区域図のとおり（金山町）	別紙区域図のとおり（猪苗代町）	別紙区域図のとおり（喜多方市）	別紙区域図のとおり（会津若松市及び会津美里町）	別紙区域図のとおり（会津若松市）	別紙区域図のとおり（会津若松市）	別紙区域図のとおり（会津若松市）	別紙区域図のとおり（平田村）	別紙区域図のとおり（石川町）	別紙区域図のとおり（須賀川市）	別紙区域図のとおり（郡山市）	別紙区域図のとおり（郡山市）	

止区域	塩沢特定猟具使用禁止区域	西久保特定猟具使用禁止区域	いわきニュータウン特定猟具使用禁止区域	深山口川特定猟具使用禁止区域
別紙区域図のとおり（只見町）	別紙区域図のとおり（新地町）	別紙区域図のとおり（いわき市）	別紙区域図のとおり（いわき市）	別紙区域図のとおり（いわき市）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

（別紙区域図）は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。（自然保護課）

福島県告示第六百七十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 使用を禁止する特定猟具の種類  
銃器

二 名称及び区域

名 称	区 域
大磯特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）
原町特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）

雪下特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）
鹿島特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）
上繁岡特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（楡葉町）
上井出特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（楡葉町）
天神岬スポーツ公園特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（楡葉町）
下小埤特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（楡葉町）
清水特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（富岡町）
夫沢細谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（大熊町及び双葉町）
大熊中央台特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（大熊町）
坂下ダム特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（大熊町及び富岡町）
下条細谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉町）
中川原特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（浪江町）
葛尾特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（葛尾村）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）  
（自然保護課）

福島県告示第六百七十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十八年十月十九日救急病院として認定した。

平成二十八年十月二十八日

名称

一般財団法人太田綜合病院附  
属太田西ノ内病院

所在地

郡山市西ノ内二丁目五番二〇 平成三十一年一月十八日  
号  
（地域医療課）

福島県告示第六百七十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年十月二十八日

一 農用地利用配分計画の概要

福島県知事 内堀 雅 雄

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所又は所在地		
有限会社 鈴木農園	郡山市田村町大供字 向一七三	郡山市田村町大善寺字中山田三二五ほか二筆	
須賀 豊一	郡山市三穂田町富岡 字田宿下六九	郡山市三穂田町富岡字根カラマリ五四ほか一筆	
野崎 文夫	郡山市三穂田町富岡 字本郷七一	郡山市三穂田町富岡字奉行坂七〇ほか二筆	
有限会社 フ	郡山市三穂田町富岡	郡山市三穂田町富岡字南坊ノ担一一二	

渡部 宏太郎	渡部 正明	渡部 誠	小林 茂政	寺木 廣美	山本 正治	山口 隆一	崎川農産 株式会社	五十嵐 竹雄	五十嵐 一意	森合 清典	古川 雅和	ロンティア
会津若松市湊町大字 静潟字打越一五三	会津若松市湊町大字 静潟字墓ノ下二六 一	会津若松市湊町大字 静潟字打越一二一	会津若松市湊町大字 静潟字浜七一一二	会津若松市湊町大字 静潟字居穴前二三八	会津若松市湊町大字 静潟字打越一八二	会津若松市湊町大字 静潟字石動木七〇	会津若松市湊町大字 静潟字御伊勢下八一	会津若松市湊町大字 静潟字沼上五四一一	会津若松市湊町大字 静潟字沼上五八一二	須賀川市館ヶ岡字本 郷四七	須賀川市館ヶ岡字里 四四	字住ノ内七一―二
会津若松市湊町大字 静潟字打越一五三 一ほか七筆	会津若松市湊町大字 静潟字墓ノ下二六 一ほか一筆	会津若松市湊町大字 静潟字打越一二一 一ほか十一筆	会津若松市湊町大字 静潟字浜七一一二 か九筆	会津若松市湊町大字 静潟字居穴前二三八 か十三筆	会津若松市湊町大字 静潟字打越一八二 四〇ほか十八筆	会津若松市湊町大字 静潟字石動木七〇 か二十三筆	会津若松市湊町大字 静潟字御伊勢下八一 か九十七筆	会津若松市湊町大字 静潟字沼上五四一一 か六筆	会津若松市湊町大字 静潟字沼上五八一二 一	須賀川市館ヶ岡字来迎寺二二九	須賀川市館ヶ岡字里ノ前五二六	六ほか二十一筆

小林 総市	鈴木 正晃	野口 清喜	土屋 孝彦	渡部 壽幸	渡部 一栄	小林 文男	小林 重希	小鮎 廣義	古川 正光	吉田 博之	関和 清美	渡部 守
耶麻郡猪苗代町大字	耶麻郡猪苗代町字東 谷地九七〇	耶麻郡猪苗代町大字 長田字南真行一九一 七	耶麻郡猪苗代町大字 磐里字村中六九〇	耶麻郡猪苗代町大字 磐里字島田二〇二七	耶麻郡猪苗代町大字 川桁字元幸野七二	耶麻郡猪苗代町字柵 次八四七	耶麻郡猪苗代町字今 泉一八八八	耶麻郡猪苗代町大字 磐里字村中七三八	耶麻郡猪苗代町字柵 次八六四	耶麻郡猪苗代町大字 磐里字仁藏二二	耶麻郡猪苗代町大字 長田字釜井三二九	会津若松市湊町大字 静潟字沼上三四
耶麻郡猪苗代町字津金沢二九一ほか	耶麻郡猪苗代町大字 西館字宮田七五	耶麻郡猪苗代町大字 長田字長田一〇〇 ほか一筆	耶麻郡猪苗代町大字 磐里字島田一〇九 ほか七筆	耶麻郡猪苗代町大字 磐里字島田一一八	耶麻郡猪苗代町大字 川桁字川南一〇ほ か一筆	耶麻郡猪苗代町字磐南二一	耶麻郡猪苗代町字上長瀬一七ほか一筆	耶麻郡猪苗代町大字 磐里字広表四二一	耶麻郡猪苗代町字磐南二〇	耶麻郡猪苗代町大字 磐里字村北六一ほ か六筆	耶麻郡猪苗代町大字 磐里字川前一五四	会津若松市湊町大字 静潟字崎川二四ほ か二筆

馬場 相任	猪俣 一徳	佐々木 祐喜	桑原 博之	土屋 淳	鈴木 寿典	株式会社 国際米流通センター	佐藤 喜男	鈴木 健久	鈴木 定夫	
南会津郡南会津町鶴巢字宮ノ前八九五―五	大沼郡会津美里町鶴野辺字木戸東乙四四八―二	河沼郡会津坂下町大字勝大字上條一七七―一	河沼郡会津坂下町大字船杉字北杉乙一―七	耶麻郡猪苗代町大字長田字東真行一六一―一	耶麻郡猪苗代町大字長田字東真行一五八七―一	耶麻郡猪苗代町大字磐根字桜川一四一四―一	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字村中乙二一―四	耶麻郡猪苗代町大字千代田字打越分乙一―一	耶麻郡猪苗代町字今泉一八七九	千代田字村東乙三八―二筆
南会津郡南会津町山口一時利用地一ほか二十四筆	大沼郡会津美里町鶴野辺字沖中田六七ほか四十八筆	河沼郡会津坂下町大字勝大字鬼渡七―一ほか二筆	河沼郡会津坂下町大字船杉字大島五二ほか六筆	耶麻郡猪苗代町大字長田字大堰六一―一ほか一筆	耶麻郡猪苗代町大字長田字飯台二一ほか七筆	耶麻郡猪苗代町大字川桁字川北一三ほか一筆	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字小田一八ほか一筆	耶麻郡猪苗代町大字千代田字千代田南一―一ほか五筆	耶麻郡猪苗代町字下長瀬二―一ほか四筆	

大堀 宏	大堀 勝文	大槻 功一	大槻 一雄	太田 ひろみ	太田 清市	宇佐美 弘	宇佐美 秀幸	岩佐 栄一	井上 敏夫	阿部 忠	湯田 美一	渡部 貞吉	
相馬郡新地町谷地小屋字原一八九―二	相馬郡新地町大字真弓字小屋前三一―三	相馬郡新地町大字真弓字閩崎九八―一	相馬郡新地町大字真弓字閩崎九八―一	相馬市小泉字屋敷前二六一―	相馬市小泉字屋敷前二六一―	相馬郡新地町谷地小屋字原一七四	相馬郡新地町谷地小屋字北追二―八	相馬郡新地町谷地小屋字北狼沢三	相馬郡新地町谷地小屋字萩崎一―一	相馬郡新地町谷地小屋字南狼沢八五	南会津郡下郷町大字白岩字南上平四二〇	南会津郡南会津町藤生字下川原〇一六一―一	南会津郡南会津町川島字川島前五七―一
相馬郡新地町谷地小屋字潤崎五一ほか	相馬郡新地町谷地小屋字北追八四八ほか一筆	相馬郡新地町谷地小屋字潤崎五〇	相馬郡新地町谷地小屋字潤崎四九	相馬郡新地町谷地小屋字馬場七七四―一	相馬郡新地町谷地小屋字馬場七七四―二	相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一五六ほか五筆	相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一八〇―aほか四筆	相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一五五	相馬郡新地町谷地小屋字馬場七八二ほか四筆	相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一五四	南会津郡南会津町川島字川島前一四三―一	南会津郡南会津町川島字川島前五七―一	

黒髭 春雄	菊地 幸信	菊地 正文	菊池 秀晃	菊地 長	加藤 政夫	加藤 春男	加藤 智正	加藤 潤一	片平 和正	岡田 健一	大堀 友行
相馬郡新地町谷地小屋字上ノ台一三三	相馬郡新地町谷地小屋字原一六七―三	相馬郡新地町谷地小屋字原一六二―二	相馬郡新地町谷地小屋字原一八八―三	相馬郡新地町谷地小屋字木舟一二―三	相馬郡新地町谷地小屋字原一二五―一	相馬郡新地町谷地小屋字館前二六三	相馬郡新地町谷地小屋字館前二五七	相馬郡新地町谷地小屋字原九二―二	相馬郡新地町谷地小屋字館前二二四	相馬郡新地町谷地小屋字木舟五八	相馬郡新地町谷地小屋字上ノ台一三二
a 相馬郡新地町谷地小屋字駒込六一八一	b ほか一筆	か 四筆	相馬郡新地町谷地小屋字北追八四六	相馬郡新地町谷地小屋字寺前九四六	a ほか一筆	相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一五三 ほか三筆	相馬郡新地町谷地小屋字寺前九五三―一 ほか四筆	a ほか三筆	相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一五六 ほか六筆	ほか三筆	相馬郡新地町谷地小屋字駒込六一二 ほか九筆
五筆											二

水戸 樹一	早川 正利	芳賀 広光	中津川 義博	中津川 昭一	佐藤 憲彦	今野 義則	今野 政光	今野 謙治	今野 金一	小泉 正三	黒髭 美智也	黒髭 文男
相馬郡新地町谷地小屋字北狼沢五七	相馬郡新地町谷地小屋字木舟七九―二	相馬郡新地町谷地小屋字館前二六―六	相馬郡新地町谷地小屋字館前二一六―四	相馬郡新地町谷地小屋字原一七八	相馬郡新地町谷地小屋字原一四四	相馬郡新地町谷地小屋字北狼沢一〇―一	相馬郡新地町谷地小屋字北狼沢一八	相馬郡新地町谷地小屋字五郎四郎一五一―一	相馬郡新地町谷地小屋字新地一一―一	相馬郡新地町谷地小屋字原一二九―一	相馬郡新地町谷地小屋字北狼沢一〇二	相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一四八
相馬郡新地町谷地小屋字駒込六三二―一	b 相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一五八―一 ほか四筆	相馬郡新地町谷地小屋字北追八四九―一 ほか五筆	相馬郡新地町谷地小屋字駒込六一七―一	a 相馬郡新地町谷地小屋字駒込六一九―一 ほか三筆	c ほか三筆	相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一五六	相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一四七	相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一四九	相馬郡新地町谷地小屋字駒込六二六 ほか一筆	相馬郡新地町谷地小屋字寺前九四七	相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一四八	相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一五



藁谷 勝基	いわき市三和町渡戸 字宿四六一	いわき市三和町下市萱字根小屋三三二 ほか二筆
猪狩 利昭	いわき市大久町大久 字上谷地四	いわき市一時利用地大久二五ほか百六 十九筆
新妻 貞夫	いわき市大久町大久 字原九九	いわき市一時利用地大久一〇八一Dほ か五十三筆
今田 悟	いわき市大久町大久 字中ノ内七	いわき市一時利用地大久二六八一Dほ か百六筆
柳井 久雄	いわき市大久町大久 字唐貝内一六一二	いわき市一時利用地大久二三九一cほ か五十五筆
有限会社 恵 みのファーム	相馬郡新地町谷地小 屋字館前二 六三	相馬郡新地町谷地小屋字馬場七六四ほ か二十五筆
山本 紀雄	相馬郡新地町谷地小 屋字原一七一	相馬郡新地町谷地小屋字北追八四九一 aほか三筆
門馬 重男	相馬市椎木字北原二 〇九	相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一 五 六五―aほか一筆
	屋字新地五九	a

二 認可年月日

平成二十八年十月二十八日

(農業担い手課)

福島県告示第六百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
計画課及び福島県中建設事務所で平成二十八年十月二十八日から二週間一般の縦覧に  
供する。

平成二十八年十月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

変更前 敷地の幅員 延 長

路線名	区 間	変更前 の 別	変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	田村市船引町門鹿字荒 屋敷三八一番一地先か ら 同 市船引町門鹿字荒 屋敷三八四番一地先ま で	変更前	変更後	一一・五〇 二四・〇〇	一六一・〇〇
		変更後	変更前	一一・五〇 二二・〇〇	一六一・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第六百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい  
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画  
課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年十月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の 別	変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道金山 新地停車 場線	相馬郡新地町大字埴木 崎字台前四三二番一地 先から 同 郡同 町大字谷地 小屋字枿形一二番一地 先まで	変更前	変更後	四・〇〇 二六・八	一、三二六・一
	相馬郡新地町大字埴木 崎字台前四三二番一地 先から 同 郡同 町大字谷地 小屋字枿形一二番一地 先まで	変更後	変更前	四・〇〇 二二・七	一、三二六・一
	相馬郡新地町大字埴木 崎字熊野一番一地先か			一四・〇〇 五六・二	一、四八五・八

公 告

ら  
同 郡 同 町 大字 谷地  
小屋字 榊形 一 二 二 番地  
先まで

(道路計画課)

公告第274号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける局舎型モニタリングポスト設置業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年10月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
局舎型モニタリングポスト設置業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地  
福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課放射線監視室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年8月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
- 5 随意契約に係る契約金額  
196,560,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成28年7月15日
- 8 随意契約とすることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当  
(原子力安全対策課放射線監視室)

公告第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十八年十月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
郡山市河内土地改良区

退任した役員	氏名	住所
理事	遠藤 喜一	郡山市逢瀬町河内字筑内一一一番地
同	柳田 勝	同 市逢瀬町河内字日室二〇番地
同	遠藤 重佳	同 市逢瀬町河内字屋敷二〇番地
同	渡邊 勝行	同 市逢瀬町河内字屋敷一〇九番地
同	古田 正実	同 市逢瀬町河内字水上一〇〇番地
同	佐藤 茂	同 市逢瀬町河内字屋敷一五四番地
同	古川 榮	同 市逢瀬町河内字上滝四一番地
同	今井 良一	同 市逢瀬町河内字屋敷一〇二番地
同	橋本 広	同 市逢瀬町河内字蔵田二五五番地の三
同	古川 武	同 市逢瀬町河内字新小屋一〇番地
同	星 勇	同 市逢瀬町河内字屋敷一九番地の三一
同	保科 吉夫	同 市逢瀬町河内字下石田町五六番地
就任した役員	氏名	住所
理事	遠藤 喜一	郡山市逢瀬町河内字筑内一一一番地
同	柳田 勝	同 市逢瀬町河内字日室二〇番地
同	遠藤 重佳	同 市逢瀬町河内字屋敷二〇番地
同	渡邊 勝行	同 市逢瀬町河内字屋敷一〇九番地
同	古田 正実	同 市逢瀬町河内字水上一〇〇番地
同	佐藤 茂	同 市逢瀬町河内字屋敷一五四番地
同	古川 榮	同 市逢瀬町河内字上滝四一番地
同	今井 良一	同 市逢瀬町河内字屋敷一〇二番地
同	橋本 広	同 市逢瀬町河内字蔵田二五五番地の三
同	古川 武	同 市逢瀬町河内字新小屋一〇番地
同	星 勇	同 市逢瀬町河内字屋敷一九番地の三一
同	保科 吉夫	同 市逢瀬町河内字下石田町五六番地

公告第二百七十六号

(農村計画課)

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十八年十月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
井上用水堰土地改良区

退任した役員	氏名	住所
理事	下山田 嘉七	いわき市山田町大津二三番地
同	蛭田 和夫	同 市山田町法田八〇番地
同	逸見 功	同 市田人町旅人字井戸沢四一番地
同	芳賀 茂	同 市沼部町金山一八番地
同	澤田 廣平	同 市山田町滑沢一番地
同	瀬谷 進一	同 市山田町林崎一三八番地
同	下山田 一雄	同 市山田町大津三二番地
同	相原 豊	同 市山田町古川六九番地
同	大井川 英夫	同 市山田町井上六番地
同	北郷 泰	同 市山田町上野一三五番地
就任した役員	氏名	住所
理事	下山田 嘉七	いわき市山田町大津二三番地
同	蛭田 和夫	同 市山田町法田八〇番地
同	逸見 功	同 市田人町旅人字井戸沢四一番地
同	芳賀 茂	同 市沼部町金山一八番地
同	澤田 廣平	同 市山田町滑沢一番地
同	瀬谷 進一	同 市山田町林崎一三八番地
同	下山田 守一	同 市山田町大津二五番地
同	相原 豊	同 市山田町古川六九番地
同	大井川 英夫	同 市山田町井上六番地
同	北郷 泰	同 市山田町上野一三五番地

(農村計画課)

公告第二百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、二本松本宮都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十八年十月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 公聴会の開催日時及び場所  
日時 平成二十八年十一月十八日（金） 午後七時から

場所 本宮市本宮字千代田六十番地一 えぼか二階中会議室

二 公聴会の案件

二本松本宮都市計画道路を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、二本松本宮都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、平成二十八年十一月十一日（金）までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県北建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県北建設事務所又は本宮市の都市計画担当課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成28年10月28日付け福島県報に登載された「二本松本宮都市計画道路を変更する案」に  
関し、次のとおり公述を申し出ます。

平成28年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

公述申出人

住 所

氏 名

氏 名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格 A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

公告第278号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年10月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 福島県情報通信ネットワークシステム機器一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成29年2月13日（月）
- (4) 納入場所 福島県データセンター

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年11月25日(金)午後5時まで次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成28年10月28日(金)から同年11月25日(金)まで(土曜日、日曜日及び同年11月3日及び同月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

#### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年11月8日(火)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年12月13日(火)午前10時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年12月12日(月)午後5時までに必着のこと。)

#### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 9 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Equipment for the information and communication network system of Fukushima prefecture 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 13 December 2016

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 12 December 2016

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)